

田無居宅介護支援事業所運営規程

< 事業の目的及び運営の方針 >

第1条 事業の目的

医療法人社団緑秀会が開設する田無居宅介護支援事業所（以下「事業所」という）が行う居宅介護支援の事業（以下「事業」という）は、要介護状態となった利用者がどのような場合においても、可能な限りその居宅において、利用者の望む暮らしを実現できるように事業所の介護支援専門員が利用者を第一に考えた、適切・適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする

第2条 事業の運営方針

- (1) 「利用者の尊厳を守り、地域に根ざした信頼される事業の運営」を主旨とし、利用者にとって理想的な事業の実現を達成すべく努力する
- (2) 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意思を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して行う
- (3) 事業所の介護支援専門員は利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるように配慮して行う
- (4) 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う
- (5) 事業の運営に当たっては、区市町村、地域包括支援センター、各医療機関、指定居宅サービス事業所、他の居宅介護支援事業所等、障害福祉制度の指定特定相談支援事業所との連携に努める
- (6) 感染症や災害への対応力強化
 - ・ 感染症対策の強化として、感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シュミレーション）の実施を行う。
 - ・ 業務継続に向けた取組の強化として、感染症や災害が発生した場合であっても必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の施策、研修の実施、訓練（シュミレーション）の実施を行う。
- (7) 高齢者虐待防止の推進として、利用者の人権の擁護、虐待の防止の観点から虐待の発生の防止、早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定める。
- (8) 仕事と育児や介護の両立が可能となる環境整備を進め、職員の離職防止、定着促進を図る。また人員配置基準や報酬算定が見直しにより常勤換算方法計算を行う。
- (9) ハラスメント対策強化を図るため男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつハラスメント対策を行う。「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」を管理者、職員向けの研修手引きとしハラスメント防止のための方針の明確化対策を行う。
- (10) 看取り期における本人、家族との十分な話し合いや他の関係者との連携を一層充実させる観点から訪問看護等のターミナルケア加算における対応と同様に、基本報酬や看取りにかかわる加算の算定要件において「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取組を行う。

(11) 認知症に係る取組の情報公表の推進

- ・認知症対応力の向上と利用者の介護サービスの選択に資する観点から、研修の受講状況、認知症に係る事業者の取組状況について介護サービス情報公表制度において公表を行う。

< 事業所の名称等 >

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする

- ① 名称 田無居宅介護支援事業所
- ② 所在地 東京都西東京市緑町3丁目6番1号 (田無病院内1階)

< 従業員の職種・員数及び職務内容 >

第4条 従業員の職種・員数

従業員の職種及び員数は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名 (介護支援専門員と兼務)

管理者は、主任介護支援専門員とし、この事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする

- (2) 介護支援専門員 2名以上 (うち1名は管理者と兼務)

介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる

< 営業日及び営業時間 >

第5条 営業日・休日・営業時間

- (1) 営業日：月曜日～土曜日 (土曜日のみ交代勤務)
- (2) 休日：日曜日・祝日・年末年始 (24時間緊急時連絡体制確保)
- (3) 営業時間：月曜日～土曜日：午前9時00分～午後5時24分
*休日、時間外の緊急時対応 (緊急時対応フローチャート、緊急連絡網)

< 指定居宅介護支援の提供方法・内容及び利用料・費用の額 >

第6条 指定居宅介護支援の提供方法

- ① 介護支援専門員は、利用者の居宅を訪問し、利用者および家族との面談で情報を収集し、支援する上で解決すべき課題を利用者と共有した上で、支援内容・サービスについて提案する。課題分析表票は、(日本社会福祉士会方式及び、課題分析標準項目を含む独自方式を用い)利用者及びその家族の希望、ならびに利用者について把握された解決すべき課題について提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛りこんだ居宅サービス原案を作成する。利用者による居宅サービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービス内容、利用料の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供し、求めに応じ、複数の居宅サービス事業所の紹介を提供する。居宅サービス計画及びサービス事業者に関し利用者の同意を得た上で、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜提供を行う。居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付する。

- ② 介護支援専門員は、適切な保険医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者が介護保険施設への入所等を希望した場合は、介護保険施設への紹介その他便宜を提供する。
- ③ 介護支援専門員は、居宅サービス計画作成後においても利用者及びその家族、指定居宅サービス事業所等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握するとともに原則として月1回は訪問し利用者の課題を行う。モニタリングの結果を1か月に1回記録する。
- ④ 介護支援専門員は、必要に応じサービス担当者会議を本人宅や当該事業所等で開催し、担当者から意見を求めるものとする。
- ⑤ 介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の自宅等において、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うとともに相談に応じることとする。
- ⑥ 医療と介護の連携強化
 - ・介護支援専門員は、利用者又はその家族に、入院時に連携を促進する観点から入院時に入院先医療機関に担当の介護支援専門員であることを伝達依頼する。
 - ・介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報提供をうけたとき、その他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師または薬剤師に提供するものとする。
- ⑦ 質の高いケアマネジメントの推進の為、ケアマネジメントの公立中立の確保を図る点から、利用者に説明を行うとともに介護サービス情報公表制度において公表を行う。
 - 1) 前6月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合
 - 2) 前6月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの同一事業所によって提供されたものの割合

第7条 指定居宅介護支援の利用料及びその他費用

指定居宅介護支援を提供した場合の利用料及びその他費用は次のとおりとする

- ① 居宅介護支援の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法定代理受領サービスであるときは、利用者からは利用料は徴収しないものとする
- ② 次条の通常の事業の実施地域を超えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する
- ③ その他の契約書に記載のあるものについては実費の費用を徴収する

< 通常の事業の実施地域 >

第8条 通常の事業の実施地域は、西東京市、東久留米市の区域とする

< 事故発生時の対応 >

第9条 介護支援専門員は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者および区市町村に報告することとする

< 苦情処理 >

第10条 事業所は、提供した指定居宅介護支援又は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等（以下「指定居宅介護支援等」という）に対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする

- ① 事業所は、提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め、又は当該市町村の職員からの質問もしくは照会に応じ、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする
- ② 事業所は、自らが居宅サービス計画書に位置付けた指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行うものとする
- ③ 事業所は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする

< 虐待防止に関する事項 >

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする

- ① 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的開催するとともにその結果について従業者に十分に周知する
- ② 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施を定期的に行う
- ③ 虐待防止のための指針を整備し職員に周知する
- ④ 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを区市町村に通報するものとする
- ⑤ ①～③に掲げる措置を適切に実施するための担当者をおく

< その他運営に関する重要事項 >

第12条 ・事業所は、介護支援専門員等の資質の向上を図るため事業所研修計画及び個別研修計画に基づく研修への参加の機会を確保し、業務体制を整備する。また、研修受講後は記録を作成し、必要な内容を伝達講習することとする

・運営基準や加算の要検討における各会議等の実施について、感染症防止や多職種連携の観点からもICTの活用をおこなうこともある

・従業者は、正当な理由なく、その業務上知りえた利用者又は家族の情報を漏らしてはならない 秘密保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする

・この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は、医療法人財団緑秀会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする

附則:この規定は令和6年4月1日から施行する。